

鳥羽市障害福祉サービス事業所支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を廃止又は休止することとなった障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する障害福祉サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）を支援するため、鳥羽市障害福祉サービス事業所支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業所を有する法人又は個人事業者（事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (3) 従業者 障害福祉サービスの提供に当たる者をいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付の対象となる者は、新型コロナウイルス感染症の影響のため次の各号のいずれかに該当し、令和3年4月1日以降に事業を廃止又は休止することとなった市の区域内に事業所を有する事業者とする。

- (1) 事業所の利用者又は従業者の新型コロナウイルス感染症による感染が発覚又は感染の疑いが生じた場合
- (2) 法第46条第2項の規定に該当する場合

(給付金額)

第4条 給付金額は、1事業所につき10万円とし、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする事業者は、鳥羽市障害福祉サービス事業所支援給付金交付申請書（様式第1号）を令和4年3月31日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、各事業所につき1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合は、速やかに、その内容を審査し、給付金を交付することと決定したときは鳥羽市障害福祉サービス事業所支援給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

(請求及び交付)

第7条 申請者は、前条の決定通知書を受けて、鳥羽市障害福祉サービス事業所支援給付金請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、申請者の指定する金融機関の口座に当該給付金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の交付決定を受けた者があると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の交付決定を取り消したときは、期限を定めて、当該給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

鳥羽市障害福祉サービス事業所支援給付金交付申請書

令和 年 月 日

鳥羽市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

電話

次のとおり鳥羽市障害福祉サービス事業所支援給付金の交付を受けたいので申請します。

事業所	所在地	
	名称	
提供している障害福祉サービス等		
廃止又は休止期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
申請額	円	

添付書類 廃止又は休止に係る届出書

様式第2号（第6条関係）

鳥羽市障害福祉サービス事業所支援給付金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

鳥羽市長



令和 年 月 日付で申請のあった鳥羽市障害福祉サービス事業所支援給付金について、次のとおり決定したので通知します。

事業所名	
交付決定額	円
交付条件	

様式第3号（第7条関係）

鳥羽市障害福祉サービス事業所支援給付金請求書

令和 年 月 日

鳥羽市長 様

申請者 住所

氏名

㊞

電話

鳥羽市障害福祉サービス事業所支援給付金について、次のとおり請求します。

金 円

振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・漁協・労働金庫		
	支店名等	本店・支店・出張所		
	口座種別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			